

平成27年度第2回秋田市社会福祉審議会児童専門分科会  
(秋田市子ども・子育て会議) 会議録

1 日時 平成27年8月28日(金) 午後2時00分～午後4時20分

2 場所 秋田市役所 正庁

3 出席者

(1) 委員(16人)

柴田誠会長、廣嶋禮治副会長、石川承平委員、大野忠行委員、  
奥田貴子委員、金持史宣委員、佐々木康二委員、佐藤真知子委員、  
澤口勇人委員、中川聖子委員、長谷川元子委員、藤原はるみ委員、  
古田由美子委員、細部あけみ委員、山崎純委員、渡辺丈夫委員

(2) 事務局

嶋久美子子ども総務課長、赤上智子子ども育成課長、  
佐々木保施設指導室長、奈良美奈子子ども健康課長、  
出雲啓子子ども未来センター所長、ほか関係職員

4 傍聴者 4人

5 会議の内容

○開会

○議事

(1) 設置認可について

(2) その他

○閉会

6 議事要旨

○柴田誠会長

それでは、本日の議事の(1)施設認可について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局説明】(くれよんハウス)

○柴田誠会長

ただいまの説明に対しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見をお願いいたします。

○渡辺丈夫委員

従来までは、秋田市では認可保育所は社会福祉法人に限るとなっていたと思いますが、どのような形で有限会社も対象となったのでしょうか。

また、定員が70名ということですが、現在待機児童が多くいるのは0歳から2歳までとなっているようです。3歳～5歳に関しては定員に対して現員に余裕があります。0歳～2歳に特化した保育所ということは考えられなかったのでしょうか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

設置主体の変更については、平成26年度末に秋田市の設置認可に関する要綱を策定しまして、社会福祉法人以外も設置主体となることが可能となりました。社会福祉法人以外の場合は、設備以外の基準など条件を新たに付け加えております。

○事務局（佐々木施設指導室長）

0歳～2歳に特化した保育所はどうかということについては、現在は委員のおっしゃるとおり3歳～5歳に余裕が見られますが、年度末には待機児童が発生してまいりますので、そのような施設の状況も踏まえ認可しようとするものです。

○石川承平委員

認可保育所に関しては、国で認可するものだと思いますが、秋田市で代理で審査して設置するものと考えてよろしいでしょうか。また、先ほど社会福祉法人以外も設置主体として認めるとありましたが、それは秋田市独自のものなのかお知らせください。

○事務局（佐々木施設指導室長）

秋田市は中核市ですので、認可権者は秋田市になります。国が秋田市の施設を認可するというものではありません。

○石川承平委員

国が認可するので、認可保育所ということではないのでしょうか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

児童福祉法に規定がありまして、認可の基準を国が省令で通知し、それに基づき各認可権者で独自の条例等を作成し、それにしたがって認可することとなっております。

○石川承平委員

認定保育施設、認可保育所とありますが、「認定」と「認可」の違いは何なのか教えてください。

○事務局（青木施設指導室副参事）

「認定」は、運営経費の一部を秋田市から補助している認可外保育施設で、「認可」は運営に係る経費を全額秋田市から委託費という形で支払っております。

○渡辺丈夫委員

新制度が始まるまでは、秋田市では設置主体として社会福祉法人以外は認められなかったのですが、国の基準が示され、それから秋田市で社会福祉法人以外も認めるとなったことについて、先ほど要綱を策定されたとの話でしたが、その理由、背景をお知らせください。

○事務局（齋藤子ども育成課長補佐）

待機児童が増えているという現状や、子ども・子育て支援新制度に切り替わるタイミングということもありまして、今後の本市の保育施策を総合的に勘案しまして、設置主体の範囲を広げたものであります。

○渡辺丈夫委員

それでは、当然学校法人も対象になると思います。例えば、認可保育所と認定こども園、幼稚園を運営するなど、幼保一体となりつつある今、制度的には逆行すると思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○事務局（佐々木施設指導室長）

現時点では、そのような申込みはなく、想定もしておりません。

○渡辺丈夫委員

他県や県内でもそのような動きが出てきていますので、事前に対応についてお考えいただければと思います。

○奥田貴子委員

株式会社や有限会社で保育所を運営する場合、経営状況は調査しているとありますが、今後、経営不振等により保育所が運営できなくなった場合、保育所をやめるとなるとそこに通っている児童はどのようになるのでしょうか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

子ども・子育て支援法に、保育所の廃止等があった場合は、市で責任を持って保育を確保しなければならないとの規定があります。そのような場合は、事前に転園を働きかける、公立保育所で保育するなど、保育が受けられなくなる状況にならないよう努めてまいります。

○澤口勇人委員

現在各施設では、保育士の確保が非常に困難になっております。このような状況でこの保育所の保育士確保の見通しはあるのでしょうか。

また、秋田市として保育士不足に関して、取組は行っているのかお知らせください。

○事務局（佐々木施設指導室長）

この施設に限ったことではありませんが、保育士の確保については、採用状況など、定期的に確保の状況を確認しながら対応していきたいと考えております。

○事務局（赤上子ども育成課長）

市としての保育士不足に対する取組については、保育士を養成する学校に働きかけたり、保育士免許は持っているが、保育士の仕事をしていないかたに研修等を行い、現場で働いてもらうというような事業を進めていきたいと考えております。

○澤口勇人委員

当園でも、保育士の採用に当たっては、ハローワーク等にも求人を出しますが、応募が少なく、採用が難しい現状です。周りには、保育士免許を持っているが、別の仕事をしているかたがたくさんいらっしゃいます。そのような状況ですので、質

の高い保育士を確保するためには秋田市を中心として、皆で知恵を出し、何か抜本的な対策を行わなければならないと思います。

○柴田誠会長

これまでどおりでは保育士不足の改善は難しいと思います。先ほど、子ども育成課長からお話がありましたが、新たな保育士をどうやって掘り起こし、どうやってコーディネートするのかなど、ハローワークとの連携、具体的な施策の内容を考えていかなければならないと思います。

○石川承平委員

委員の質問に対し、秋田市で対応するということでしたが、認可保育所だけなのか、それとも認定保育施設も対象となるのかお知らせください。

○事務局（青木施設指導室副参事）

認定保育施設は、定義上認可外保育施設のひとつになります。認可外保育施設については入所に関して、市で調整しているものではなく、経営も独自のものになります。認可保育所については、市で保育を確保しなければならないという責務のもと保育の保障をしなければならないものになります。

○石川承平委員

保育の保障とはどのようなものですか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

他の園への転園を働きかけたり、公立の保育所で対応することになります。

○山崎純委員

資料の中の「年間事業費の1／12以上を現金で有している」の確認については、「開設1月前に確認」とありますが、その時期だけではなく、定期的に確認を行う必要があると思いますが、どうお考えでしょうか。

○事務局（佐々木施設指導室長）

時期は不確定ですが、施設認可の確認とは別に、年1回各施設の監査を実施しており、その時に確認はしています。

○柴田誠会長

運営事業者の経営状況については、何らかの形で確認し、指導しているのでしょうか。

○事務局（石塚施設指導室主査）

社会福祉法人以外の保育所の設置については、収支計算書および損益計算書、積立金・積立資産明細書等を作成することを条件としております。また、毎年度、会計年度が終了してから3か月以内に、前年度会計に関する書類を添付し、現況報告してもらうことを予定しております。

○古田由美子委員

市民便利帳で確認したところ、くれよんハウスは23時まで営業している施設だと思っておりますが、認可保育所となった場合はどうなるのでしょうか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

利用状況を確認したところでは、遅くとも21時までとのことでしたので、21時までであれば延長保育で対応可能です。延長時間を21時にするのか、22時にするのかは、施設の方で検討するとのことでした。

○渡辺丈夫委員

くれよんハウスでは園バスで送迎していると思いますが、認可保育所において園バスを利用する送迎は可能でしょうか、不可能でしょうか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

経済的な事情等で送迎ができない保護者のために、園バスを利用している施設も数園ありますので、現時点では容認しております。

○渡辺丈夫委員

運転手や車両の管理など、幼稚園では陸運局の指導のもとで行っていますが、どのように容認しているのかお尋ねします。

○事務局（青木施設指導室副参事）

現在はそのような確認・指導は行っていませんので、参考意見とし、今後の検討材料とさせていただきたいと思います。

○柴田誠会長

それでは、次の施設について説明をお願いします。

#### 【事務局説明】（すくすく保育園）

○渡辺丈夫委員

屋外遊戯場がなく、代替地としての千秋公園までの距離が400mとなっておりますが、道路を歩いた距離でしょうか。実際に遊ぶところまで400mで行けるのでしょうか。

○事務局（佐々木施設指導室長）

400mは千秋公園までの直線距離ではなく、道路上の移動距離で、当室で図面上で測ったものです。

○柴田誠会長

実際には、千秋公園までどのように移動しているのでしょうか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

3歳未満児などの小さいお子さんについては、ワゴンカーに乗せて移動し、3歳児以上の大きいお子さんについては、歩いて移動しています。

○山崎純委員

千秋公園の下の方に遊ぶところがあるのですが、そこを指しているのでしょうか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

施設からは、屋外遊戯場は千秋公園ということで申請がきておりまして、こちらは千秋公園の坂を登りきったところを指しています。

○山崎純委員

秋田県立脳血管研究センターの前にも遊ぶところがあります。具体的にどこを遊

戯場として使用しているのか、慎重に確認していただいた方が良いと思います。

○事務局（青木施設指導室副参事）

秋田県立脳血管研究センターの前にも遊ぶところがありますが、市としては、千秋公園の坂を登りきった広場を使用しているとの認識です。

○柴田誠会長

交通量が多いところですので、経路など安全面についても再度確認していただければと思います。

○澤口勇人委員

定員についてですが、定員80名に対し、平成27年3月現在で57名ということで、待機児童対策だとは思いますが、この立地で定員規模を満たすだけ集まると見込みを持って秋田市は定員の設定に応じているということによろしいでしょうか。

○事務局（佐々木施設指導室長）

年度末までは集まると見込んでおります。

○澤口勇人委員

求められる基準で定員20名以上というところで、80名とかなり大きな定員になっていると思います。今秋田市が一番定員を拡大しなければならない、0歳～2歳に対し、3歳～5歳まで設定しています。事業所さんの方針もあると思いますが、果たしてこれが適正な規模なのか、検証の余地があると思います。

また、すすく保育園では学童クラブも行っていますが、学童クラブとの兼ね合いについて、建物の面積や職員の配備についてなど、現時点で把握されているところまでお知らせください。

○事務局（青木施設指導室副参事）

現在すすく保育園は、旧ホテルはくとの向かいの、国民生活金融公庫があったビルの2階を使って0歳～5歳を保育しています。裏の駐車場に、未満児専用の建物を建設中です。

学童クラブについては、秋田大学附属小学校の隣で別に運営しており、放課後児童支援員の資格要件も支援員が保育所と違うものになります。

○藤原はるみ委員

幼稚園、保育園ともに、現在、防災教育についての、年間計画を作成するなど力を入れております。すすく保育園は車の通りが多いところに位置し、先ほどの話にもありましたが、千秋公園までの距離も遠いとなった時に、安全確認や避難等についてはどうなっているのでしょうか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

具体的にどこに避難するかとなりますと、千秋公園や県公舎の辺りに避難所がありますのでそちらに避難することになります。また、道路に面したところが玄関となっているのですが、そこを閉鎖し、奥の駐車場を園の駐車場とし、そこから園児が出入りするよう変更を検討しているところです。大きい駐車場ですので、何か起こった場合は、駐車場に園児が出て行くことになると思います。

○柴田誠会長

それでは、次の施設について説明をお願いします。

**【事務局説明】（さくらんぼ保育園）**

○澤口勇人委員

新設となっており、設置者が個人で、現在、認可の保育所等を経営している方なのでしょうか。また、個人が新設の保育園を始める時に、保育の質を担保できるのかについて、市で調べている情報を教えてください。

○事務局（佐々木施設指導室長）

このかたは、社会福祉法人で事務局長をしていたかたで、保育所の管理の資格も保有しております。今回は独立ということで設置者が個人になっているものです。

○澤口勇人委員

すでに経営実績をお持ちだということで、安心しました。保育士の確保について問題になってくるかと思いますが、国の施策で家庭内保育事業というものがあるのですが、個人が経営を管理していくこととなると思いますが、市で個人設置の認可保育所を認めるとするのは、どのような方針でしょうか。またどのように管理・指導されていくのかお知らせください。

○事務局（佐々木施設指導室長）

先ほど、設置主体の範囲を広げた話にもありましたとおり、個人や株式会社などもすべて対象となりました。

○澤口勇人委員

個人が設置主体となった施設は、初めてということでよろしいでしょうか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

昨年度、認可外保育施設から8園、小規模保育事業へ移行していますけれども、その中に5園、個人が設置主体の施設があります。

○柴田誠会長

それでは、次の施設について説明をお願いします。

**【事務局説明】（しーな保育園）**

○柴田誠会長

現在CNAの中には、従業員は何名くらいいるのでしょうか。事業所内保育所ということで、定員にも関わってくるかと思います。

○事務局（佐々木施設指導室長）

正確な人数は把握しておりませんが、CNA本体や、関連会社も入居しておりますので、相当数の人数はいると思います。

○柴田誠会長

それでは、次の施設について説明をお願いします。

【事務局説明】（きらら保育園かんとう通り）

○澤口勇人委員

きらら保育園では、5歳まで保育しているという認識でしたが、それは正しいでしょうか。3歳児未満児のみ対象の施設となった場合、どのような対応をする予定なのかお知らせください。

○事務局（青木施設指導室副参事）

現在の2歳～4歳児は来年から原則対象外となります。連携施設と交渉しているところでして、そちらに移っていただく予定です。

○澤口勇人委員

この案件は事業所内保育事業（保育所型）となっていますが、保育所型となるには、どのような基準を満たすことが求められるのかお知らせください。

○事務局（青木施設指導室副参事）

定員が20人以上ですと保育所型、19人以下ですと小規模型になります。保育所型については、調理室を除いて、すべて認可保育所と同じ基準を満たすことが求められます。調理室については、社内の厨房を利用しても良いことになっております。

○澤口勇人委員

地域枠について、定員が36人に対し、地域枠が21人となっていますが、これが最低の基準でしょうか。少し多く感じるのですが、本来であれば地域枠はどれくらいの数字としてとらえれば良いのかをお知らせください。

○事務局（青木施設指導室副参事）

当初は従業員枠がそこまで多くなく、それに合わせた定員となっていたのですが、面積に余裕があったので、地域枠を増やしても良いという判断になりました。地域枠は36人に対し、10人以上が最低の基準となっておりますので、きらら保育園については多めの設定になります。

○澤口勇人委員

普通の保育所を事業所内保育事業として認可しているように感じるくらい地域枠が多く感じます。事業所内であれば、福利厚生面等も考え、従業員の規模であればいいので、面積に余裕があるからということだけでは違和感があります。そこについては、市としてどのようにお考えでしょうか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

従業員枠につきましては、現在の利用状況を踏まえて設定していたものになります。かなり大きな施設になりますので、これから従業員枠については、実態を把握しながら検討してくださいという話をしようと考えているところです。事業所内だから、保育所に比べて認可が通りやすいかというところではなく、すべて同じ基準ですので、市としては、地域枠が少し多い事業所内保育事業という認識です。

○澤口勇人委員

審査に上がっているということは、きらら保育園の運営実態をある程度把握され

ているということによろしいでしょうか。具体的には職員の処遇については、把握されていますか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

申請の際にいただいている資料を見る限りでは、職員の処遇は問題ないと捉えております。毎年認可外の保育施設については、指導監督という形で立入調査を行っており、その際に重大な問題があったということも現在ではありません。

○澤口勇人委員

職員についてもちゃんとした状況で働けていなければ、保育の質を担保できません。その辺りを是非、認可をしてから監査をするのではなく、認可をする前にどういう状況かを聞かれたほうが良いと思います。認可というものを秋田市の責任を持って行って欲しいと思います。

○事務局（佐々木施設指導室長）

承りましたので、確認をいたします。

○柴田誠会長

職員の働きやすい環境についても、行政で気を配り、指導を行っていかねばならないと思いますのでよろしくお願いします。

○古田由美子委員

市民便利帳で見たのですが、この施設は24時間営業していたと思いますが、どうなるのでしょうか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

こちらの施設も、利用者の状況を確認したところ、最大でも21時～22時までの利用とのこと。24時間の営業についても、認可になった場合は不可能になる旨の了解を得ています。

○古田由美子委員

では、具体的には何時まで利用可能になるのでしょうか。それによって親の仕事環境が変わってくるかと思いますが。

○事務局（青木施設指導室副参事）

通常の保育は18時までなので、それ以降が延長保育になります。今のところ21時までになるのか、22時までになるかは、これから検討していくことになります。

○山崎純委員

施設の認可にあたって、遊戯場の有無が項目にある理由としては、子どもたちの育ちに必要だからだと考えます。近くに公園があるから良いということではなく、その公園が実際子どもたちが遊べる場所にあるのかどうかを、認可する上で正確に確認しなければならないと思います。その点について、市ではどのような考えなのかお知らせください。

○事務局（青木施設指導室副参事）

屋外遊戯場がなく代替地となった場合は、できるだけ近いところが望ましいとい

うことにはしているのですが、現時点で距離の数字的な基準や遊具の基準は無い状況です。個別で代替地の確認はしており、問題無いと判断したところです。

○山崎純委員

問題が無いと判断をされたということで安心しています。国でそのような基準が無い場合は、市独自の基準を設けても良いと思いますのでよろしくお願いします。

○渡辺丈夫委員

保育所、幼稚園ともに園庭は大事です。東日本大震災で被害があった保育園は屋外で遊ぶことができないため、大変だそうです。屋内で工夫して体を動かしているとのこと。秋田市においては、園庭が無い施設は代替地となっていますが、週にそこに何回行くのか考えていただきたいと思います。実際400m子どもの足で歩くとなるとかなりの時間がかかります。デイリープログラムを出していただいて、秋田市には指導をするかたがいると思いますので、実際どのように使っていくかということをしっかり指導していただきたいと思います。

○事務局（佐々木施設指導室長）

委員からいただいた意見を参考にして、確認作業にも取り入れたいと思います。

○澤口勇人委員

幼稚園は厳格なルールを持っていて、園庭の設置義務があります。保育所は待機児童対策として、都市部の公園を代替地として認め定員を増やすことが、現在は常態化されております。外で遊ぶという環境は、子どもたちにとっても質の高い保育の確保には必要な条件であると私も感じます。近くに公園があるから保育が担保されているというのは乱暴な意見だと思います。今後秋田市として保育の確保のために、どうあるべきか検討していただきたいと思います。

○藤原はるみ委員

先ほどの委員の話にもありましたが、現在保育士の確保が本当に大変です。これから採用されるかたについては、人数を確保するのも大変であり、新卒を10人揃えたというのではいけないと思います。保育の質を担保できる制度になったのだから、採用されるかたは、新卒と一緒に勉強するなど、そのような質の担保についても考えていただきたいと思います。

○奥田貴子委員

駐車場の有無について、資料には記載はありませんが、園バスが無い限り保護者は車で送迎しなければならないと思います。近隣への配慮など、認可するにあたって市で指導などはしていますか。

○事務局（青木施設指導室副参事）

国の基準では全国的に、保育所に駐車場が必要だという定めはありません。本市でも今のところ認可基準の項目に駐車場の有無は入れておりません。ただ駐車場に関する要望は出ているようですので、駐車場が狭い所には、場所を確保できるように検討してくださいという話はしているところです。

○柴田誠会長

それでは、本日の議事の(2)その他について、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局説明】①(仮称)父子手帳について**

ただいまの説明に対しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見をお願いいたします。

○大野忠行委員

非常に良い企画だと思います。実際に希望者へ配布した際に、利用されたかたの意見をアンケートとして伺う予定はあるのでしょうか。

○事務局(嶋子ども総務課長)

事後のアンケートについては、考えておりませんでした。意見を聞く必要性はありますので、配布する際になんらかの方法で伺うような措置をとりたいと思います。

○山崎純委員

父親の役割として、母親を支えるという役割があります。そこでその役割を父親が理解できるように母親目線のメッセージを載せるなどしてはいかがでしょうか。

○事務局(嶋子ども総務課長)

いただいたご意見については、検討させていただければと思います。

○大野忠行委員

1,500部作成されるということですが、その後事業は継続するものなのでしょうか。

○事務局(嶋子ども総務課長)

交付開始が10月のため1,500部と設定したものであり、来年度以降も継続して行う予定です。

○大野忠行委員

来年度作成される際には、利用者からの意見等も含められるものと考えてもよろしいでしょうか。

○事務局(嶋子ども総務課長)

そのとおりです。

○細部あけみ委員

将来的には、スマートフォンのアプリ等で活用できるようになれば良いと思います。

○柴田誠会長

それでは、案件について、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局説明】②秋田市子どもの貧困対策庁内連絡会の設置について**

○柴田誠会長

ただいまの説明に対しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見をお願いいたします。

○金持史宣委員

連絡会の議論について、公表する予定はありますか。

○事務局（嶋子ども総務課長）

7月に開催した連絡会について、各委員の顔合わせや、各課所室での取組についてでありました。課題に対する対策などについては、これからの連絡会において議論されるものになりますので、次回以降の内容については公表も考えていきたいと思っております。

○柴田誠会長

それでは、案件について、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局説明】** ③秋田市居住実態が把握できない児童に関する庁内連絡会設置について

○柴田誠会長

ただいまの説明に対しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見をお願いいたします。

○佐々木康二委員

子どもの貧困や居住実態の把握できない児童に関しては、学校でも重なる所があります。学校としても、そのような状況にアンテナを高く張っている所です。

○柴田誠会長

ほかにございませつか。ないようですので、これをもちまして議事を終了します。